

勅奉  
修身  
鑑

内藤恥叟謹述

卷之一

59  
361

不認定等  
K1201  
20

K120.1

20

1

內藤取叟謹述

奉勅  
修身鑑

卷之二

版權所有

集英堂藏板

勅諭

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ  
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億  
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國  
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民  
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ勿友相信シ恭儉  
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ  
智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ  
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義  
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ  
如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ  
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民  
ノ俱ニ遵守スルヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ  
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ  
歲其徳ヲ一ニシテ以テ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名

御璽

長英敬書

勅奉修身鑑

緒言

一此ノ書題シテ奉 勅修身鑑ト曰フ明治二十三年十月三十日賜フ所ノ 勅諭ノ 聖旨ヲ欽奉シテ

修身ノ要義ヲ序述シタルニヨリテナリ

一此ノ書小學尋常科生徒誦讀ノ用ニ供センガ爲メ

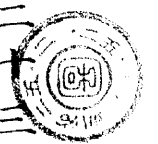
ニ編述スルヲ以テ其ノ綱領序次一ニ文部省令第

十一號小學教則大綱ニ遵ヒ融會貫通シテ以テ兒

童ノ精神ヲ陶冶センコトヲ期ス

一每章往々古人ノ事蹟ヲ圖畫シテ其ノ略解ヲ附ス

兒童ヲシテ觀テ以テ感發スル所アラシメンガ爲メナリ



一凡ソ教師此ノ書ヲ以テ童兒ニ課スルニ臨ンデハ更ニ之レニ適スル古今ノ嘉言善行ヲ話説シ以テ專ラ尊王愛國ノ志氣ヲ養ハンコトヲ要ス

一此ノ書ノ外ニ教師ノ参考ニ供スル書アリ題シテ奉 勅修身鑑教師用ト曰フ此ノ書ヲ講ズルモノ必ズ先ヅ其ノ書ニ就キ細ニ其ノ意ヲ酌ミテ之レガ解説ヲ施スベシ然ラザレバ兒童ノ志氣ヲ養フニ於テ大ニ此ノ書ノ主意ト背馳スルコトアラシキヲ恐ル 皇國彝倫ノ大本ハ悉ク其ノ書ニ於テ彰彰タリ

明治二十五年二月

内藤恥叟 述

勅 修身鑑卷之一

内藤恥叟 謹述

第一章 忠孝

第一節

○忠孝の二つは、人の道のたほもととなり。

○このたほもとを、たゞしくたこなひて、國をまもるは、御國にうまれ

一人のつとめなり。

第二節

○國に、天皇まゝく、て、世々、  
ろの御恩をかうむれば、これにむく  
ゆべき忠の道あり。

○人は、先祖父母ありて、この世に  
生れ、ろの大恩をかうむれば、これ  
にむくゆべき孝の道あり。



楠正成公は河内の人なり 後醍醐天皇の  
勅をうけて尊氏をうたんとす 一時櫻  
井の宿にぞおん子正行に忠孝のきくを  
のろし 遂に湊川にて討死して忠臣の名を  
後の世にわたりたまへり

奉修身録 卷之一

二

集賢堂藏版

劉島五

第三節

○此の國にうまるゝ人は、幼き時より、天皇に忠なると、父母に孝なるとの、二つの道を、一ばらくもおするべからず。

第二章 孝行

第一節

○父母は、われをうみ、われをうだ

てたまへる、恩人なり。

○父母なければ、わが身なし。父母なければ、成長せず。

○故に、子たるものは、父母の大恩をわきまへて、孝行をつくすべし。これ、人の道のはじめなり。

第二節

○孝行のたい一は、すなほなるにあ



萬吉は伊豫の國すなわ農家の子なり父にはやくわかれいどけを身に東海道をよりおろする人の荷をかまきわかのちん錢を以てゆるる母をやりす孝行をつくしがの事將軍家にきこけてあまのほろびをなげ孝子の名を後世にのこせり

劉島五

り。

○父母のたふせは、なにごとによらず、したがつべし。

○父母のたふせにうむくものは、不孝の人なり。

第三章 友愛

第一節

○兄弟姉妹と、なかむつましくする



を、友愛といふ。

○兄弟には、うやまひてつかふべし。

○弟妹は、愛して親むべし。

第二節

○兄弟は、左右の手のごとし、たがひに相たすくべし。

○兄弟と、なかあしくする人は、みづからわが手をうけなふにたなす。

毛利元就公は  
智勇すべし  
大將ありある  
時多しのれを子  
をぬ一本づ  
矢をきまてれ  
ん身ら心をこ  
にして此の國を  
守らぬ時はこ  
の矢のごとく  
敵のためにほろ  
びよるべしと  
ぞいふなり



五島判

### 第四章 信實

#### 第一節

○人のたこなひは、信を本とす。  
 ○信とは、いつはらぬことなり。い  
 つはらぬは、すなはち正直しやうぢきなり。  
 ○人として信なきは、あたかも車の  
 くさびなきが如し。

#### 第二節

○正直ならぬものは、人に信ぜられ  
 ず。人に信ぜられざるものは、身に  
 いかなる才能さいのうありとも、世に立つこ  
 とかなひがたし。  
 ○正直のかうべに神かみやどるとは、正  
 直なる人は、世のたすけを得て、さ  
 いはひをうくることをいへるなり。

#### 第三節

森蘭丸は信長公の小  
姓まりある時信長公  
の刀のさやのきざみ目  
をかぎへ居たるを信  
長公と覽して人々を  
めりこのきざみ目の敷  
をあてたる者にこの  
刀をやらんとたまひ  
に蘭丸は某ははな  
知り居れば申さず  
と答へけり信長公  
の正直をほめて其  
の刀を下されけり



○人の世に立つは 朋友といたしま  
ずばあるべからず。  
○朋友といたしまんには 眞實を以  
て相交り、りの力とならんことをつ  
とむべし。

第五章 禮敬

第一節

○子たるものは 出づるにも、入る

にも、必ず父母に告げよ。  
○告げずして、先より先へ行くべからず。

第二節

○學校にいで、は、師のをくへに、  
りむくことなかれ。  
○師は、父母にかはりて、われを教へたまふ人なれば、これをうやまふ



細井平洲先生上杉治憲朝臣に  
聘せらるる米澤に在る朝臣其  
の身侯伯の尊きをまもられて郊  
外に出で迎へ先生に師事する  
こと甚ど勤めたまへり世に鷹山  
公と稱せり朝臣の事をり

こと、父母を敬ふごとくせよ。

○年たけたる人、目上なる人には、つねに禮敬をつくすべし。

第六章 恭儉

第一節

○身をつゝみ見て、おごりたかぶらざるを、恭といふ。

○おごりたかぶらざるは、わざはひ

をさけて、身を安全にするの、もとゐなり。

○おごる平家は久しからずとの、ことわざをたもふべし。

第二節

○常に金錢の用ひ方をつゝみ見て、無益のことにつひやさざるを、儉といふ。

徳川家康公常に麥飯を食したまふを近習の者ある時下に米飯をより上に麥をちらしてまゐらせければ公殊の外御不興ありて儉約の左やうのものより人々農夫の辛苦をよく知るべきものなりとて厚くさといたすひいとすん



○儉なる時は、家富み 儉ならざる時は、家まづし。

○我が無益のおごりをつゝみ見て、家をゆたかにし、人を恵まんことをつとむるは、人の道なり。

第七章 仁慈

第一節

○人をすくひ、物をあはれむを、仁

鈴木宇右衛門の出  
羽の人にてすさけ  
ある人すうあまき  
んの年門に女の子  
の乞食來まると  
宇右衛門夫婦は  
見てその娘をよび  
あの何れなる女の  
子におん身の着物  
をやりたまへといひ  
けまは娘のすまず  
其の上着をぬきて  
どらせーとぞ



慈といふ。

○仁慈の心深きものは、無益に物をくるゝめず。又、物のいのちを取りて、我がたのゝみとすることなく。

○仁は、萬善の本なり。

第八章 勤勉

第一節

○物を學び習ふときは、心を外にち

らすべからず。  
○よろ見をし、はなしをし、手にて、いたづらなどするものは、外に心のある、しようこなり。

○かゝるものは、物を習ひても、おぼゆることなし。

第二節

○人は、生れながらにして、知るも

のにあらず。學びて後に、知るものなり。

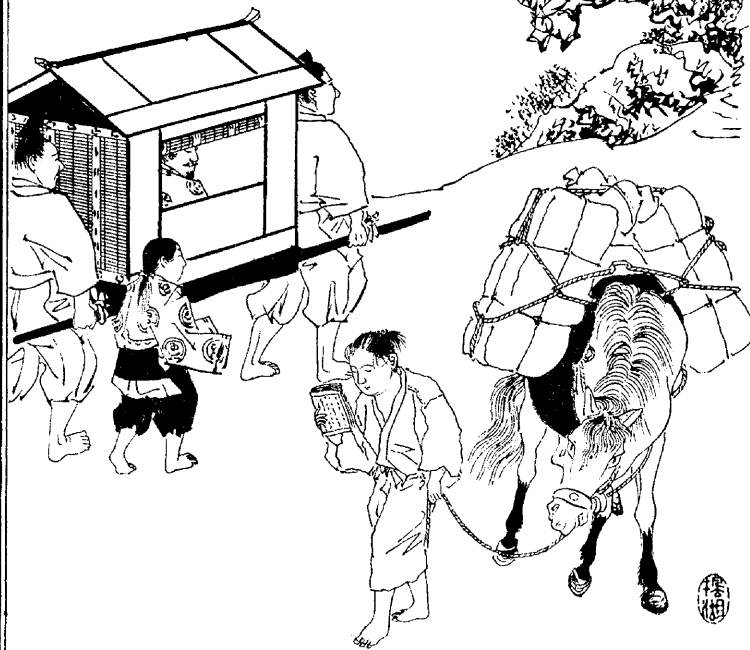
○これを知るのみちは、師にしたがひて學ぶと、友につきてみかくを以て、第一とす。

第三節

○すべて事は、つとむるによりて成る。



攝政藤原道長公あり日  
 途より十三ばかりなる  
 童兒の馬をひきつゝ書  
 をよむを見られけり不  
 思議よおもひ連れ歸り  
 てよき師よつけて學ば  
 せけるに後上達して大  
 江時棟と名のり博士と  
 なれり



水野刀

○其の身才つたなく、物事にたくる  
 とも、ひたすらつとめて、たこたら  
 ざれば、必ず上達するものなり。  
 ○人一人たびして、これを能くせば、  
 已れこれを百たびせよ。人十たびし  
 て、これを能くせば、已れこれを千  
 たびせよといふことあり。

K 1291

修身鑑卷之一

集英堂藏版

勅奉  
修身鑑卷之一終

明治二十五年二月八日印刷  
明治二十五年二月十日出版  
版權所有

定價金五錢五厘

著者

東京府平民

內藤 恥叟

東京府平民

小林 八郎

東京市日本橋區通旅籠町十一番地

發行兼  
印刷者

發賣所

集英堂本店

東京市日本橋區通旅籠町十一番地

賣捌所

各府縣下書肆

